

7. 計画推進のための具体的施策

7-1 自然と歴史を伝える緑をまもる施策

(1) 葛城山麓の自然環境を保全・活用する

①近郊緑地保全区域の継続

近郊緑地保全区域の継続を図ることにより、無秩序な市街化を抑制し、貝塚市の都市環境に重要な役割を果たすとともに、近畿圏の緑地の骨格を構成する山地、丘陵地の緑を保全する。

②金剛生駒紀泉国定公園区域の継続

金剛生駒紀泉国定公園区域の継続を図ることにより、国を代表する良好な自然の風景地を保全する。

③ブナ林の保全

国の天然記念物として指定されているブナ林を保全するため、(財)大阪みどりのトラスト協会と連携をとりながらナショナル・トラスト運動を支援し、森林ボランティアを通じた下刈り、間伐等の維持管理や定期的な調査、監視を実施できる体制づくりを行う。

④保安林の指定継続

保安林の指定を継続し、土砂災害の防止、風致の維持、水源涵養に寄与する樹林地を保全する。

⑤山のレクリエーション拠点の利用・整備

・農山村体験施設の利用

農山村体験施設「そぶら・貝塚ほの字の里」を、大阪府立少年自然の家と並ぶ、山の自然を学び、ふれあう拠点とする。

・農林公園の整備

貝塚ダム計画跡地に農林公園を整備し、農林業にふれあう拠点をつくる。

⑥樹林地の管理・育成

多様な公益的機能をもつ森林づくりを進めるため、森林の整備や管理に関する協定の締結などによる公的管理に取り組むとともに、森林ボランティアなどを通じた市民参加の体制づくりを行っていく。また、地元産の木材利用を促進させるなどして林業の振興を図る。

(2) 市街地周辺の斜面緑地、樹林地を保全・活用する

①風致地区の指定継続

海岸寺山、水間風致地区の指定継続により、市街地を取り囲む丘陵の自然環境、景観を一体的に保全する。

②緑の復元

計画されている広域幹線道路建設の際には、自然環境への影響を小さくするため、掘削したのり面、工事用地等に周辺植生に対応した緑化を行い、失った緑の復元に努める。

③自然とのふれあいの場の創出

市街地周辺に残されている樹林地については、自然体験の場、環境学習の場、レクリエーションの場として、市民緑地制度等を積極的に活用しながら市民への開放に努める。

市民緑地とは

土地の所有者が自らの土地を住民の利用に供する緑地として提供することを支援するとともに、緑地の保全を推進するため、地方公共団体又は都市緑地保全法第20条の6第1項の規定に基づく緑地管理機構が土地の所有者と契約（市民緑地契約）を締結して、一定期間住民の利用に供するために設置・管理する緑地。

(3) 二色の浜の自然環境を保全・活用する

①二色の浜公園の拡大整備

二色の浜公園を拡大整備し、海浜レクリエーション拠点としての機能を整備するとともに、海浜の自然環境の保全につながる公園整備を行う。

②海辺の自然の管理

貴重な海浜植物もみられる二色の浜の自然環境を保全するため、市民と行政が協力して生態系の観察、自然景観の管理に取り組む体制づくりを検討する。

(4) 川の自然環境を保全・活用する

①近木川中流河畔林の保全・活用

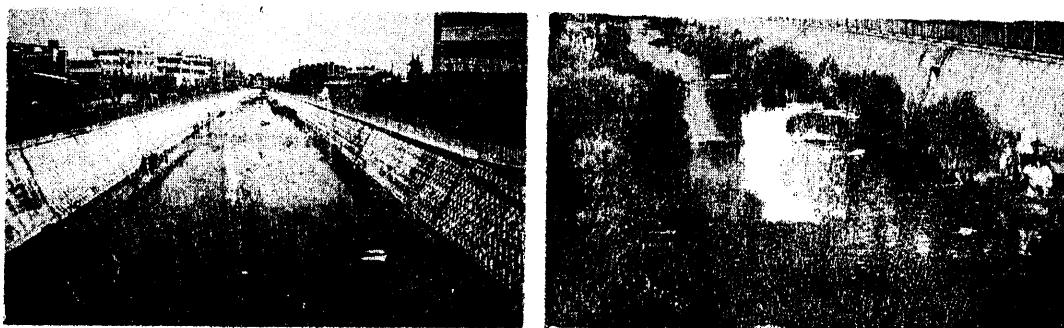
近木川中流域に広がる河畔林を都市公園（都市林）として指定し、市街地内では貴重な、生態系を育む自然環境を保全するとともに、沿道からアクセスできる遊歩道を整備し、市民が身近に自然とふれあうことのできる場としていく。

②近木川河口部干潟環境の保全・活用

治水にも配慮しながら、近木川河口部に残る干潟環境を活かし、自然観察の場となる整備を検討する。

③多自然型川づくりの推進

津田川、見出川に失われた自然を取り戻すため、河川改修の際には、自然の回復力を最大限生かし、整備の際にも植栽や自然の素材を利用することで本来の川がもっていたあるがままの姿を可能な限り再現していく。



施工前

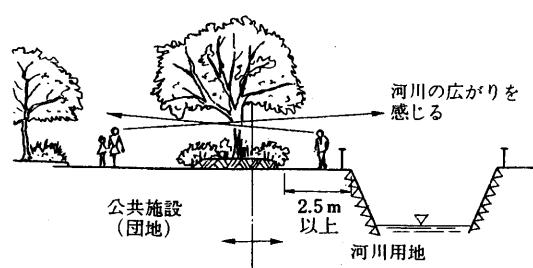
施工後

堀込み型河川での施工例

河床の土を両岸に盛り上げて河道に変化をつけ、生態系の豊かな河床に整備している。水際部には水草がはえ、自然味を増している。

④遊歩道の整備

河川空間の状況に合わせて、隣接地との協力を図りながら、河川沿道、河川敷などに連続的に遊歩道を整備し、身近なオープンスペースとして河川空間を利用できるようにする。その際、既存の植生、地形を可能な限り利用するよう心がけるとともに、歩道部脇を周辺環境にあった樹木、草花により緑化することで、水と緑が一体化した都市の景観軸にふさわしい河川景観を形成する。



隣接地と協力した遊歩道整備、植栽例

(5) ため池の自然環境を保全・活用する

①風致公園としての活用

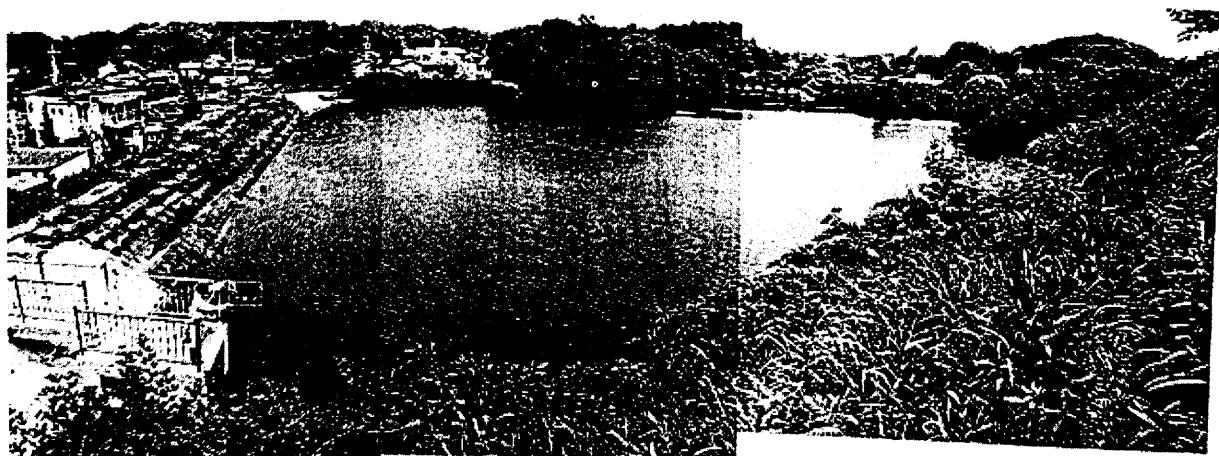
海岸寺山風致地区に隣接する大池周辺、水間風致地区、近木川に隣接する河池周辺を風致公園として位置づける。遊歩道、ベンチ等の必要最低限の施設整備にとどめ、水辺の自然環境をそのまま利用し、周囲の自然景観と一体となった現在の風致を保全する。

②親水空間の整備

市街地の身近なレクリエーション空間として、ため池を利用した親水空間を整備し、都市公園として位置づける。対象となるのは、ため池を利用して整備する地区公園（阪本池周辺）、街区、近隣公園である。

③水辺の管理

市街地内及び周辺部の貴重な生物生息空間を維持している、ため池の水辺環境をまもるため、市民と行政が協力し合って、維持管理できる体制づくりを検討する。



親水空間の整備例

(6) 農地の緑を保全・活用する

①農用地区域の指定継続

将来の都市づくりの方針と整合を図りながら、農用地区域の指定を継続し、市街地近郊の農業拠点を形成するまとまりある農地を保全する。

②生産緑地地区の指定継続

将来の都市づくりの方針と整合を図りながら、生産緑地地区の指定を継続し、市街地内の良好な都市環境を形成する農地を計画的に保全する。既指定の一部の生産緑地については、都市公園用地として利用し市街地内の緑地を担保する。

③市民農園としての活用

市民のニーズを汲み取りながら、市街地内の農地を市民農園として活用する制度を継続、拡充し、身近に自然とふれあう場を提供していく。

(7) 歴史・文化を伝える緑をまもる

①市条例による指定

史跡、天然記念物等の文化財指定の継続を図り、貝塚の歴史、文化を保護して次代に継承する。南近義神社の社叢など、歴史的、文化的に評価される樹林地、樹木をまもるため、緑地の保全に関する制度を検討する。

②史跡の活用

水間風致地区内に位置する千石堀城址周辺を歴史公園として位置づけ、歴史的風土にふれあう場として、次代に継承していく。整備は現状の風致を保全することを第一とし、市街地からのアクセス路を整備するとともに散策路、休憩所、案内看板等を設置する。

大川、桓谷の根福寺城跡は、和泉地方で最も大きな山城といわれ、現在でも大門跡や土壘などが残り中世の名残をとどめている。これを保全、活用するための環境整備を検討する。

7-2 まちに緑の拠点をつくる施策

(1) 市街地に公園緑地を整備する

①防災に資する施設整備

広域的な避難拠点となるよう、水間公園に災害時に機能する施設を整備していく。街区公園や近隣公園といった身近なオープンスペースにも一時的な避難地として機能する施設整備を行う。

②市街地に潤いを与える緑化の推進

- ・市街地の潤いある景観形成に寄与するため、沿道部に緑量の多い樹木等を配置し、まちの緑視効果の向上を図る。
- ・周辺環境、植生にあった緑化、修景を図る。
- ・身近な自然とのふれあいの場として、市民の花壇などを配置し、市民との連携をとりながら緑化を促進する。

③市民のニーズにあった特色ある公園整備

自然的、社会的な条件を考慮しながら、地区の自治会などを通じて利用者のニーズを汲み取り、魅力ある公園整備を行う。

整備例としては以下のようないわゆるが考えられる。

・ビオトープ公園

ため池、樹林地、草地等小動物の生息地となる要素を取り入れた自然環境の保全、回復に配慮した公園。

・スポーツ公園

身近にスポーツを楽しめる公園として、小さなサッカーゴールやバスケットリングなどを整備し、芝生等によるスペースを広めにとった公園。

・眺望公園

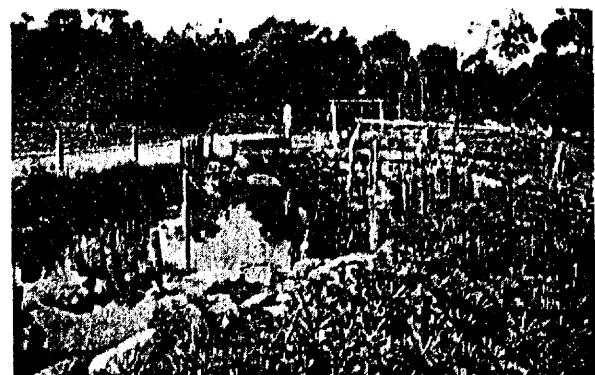
丘陵部を活用した眺望を楽しめる公園。

・農業公園

市民農園をとりこんだ農業体験のできる公園。

・アート公園

地域の創作活動家による彫刻、モニュメントなどを配置し、それらと統合した植栽、施設を配置した公園。



市民の森に整備されたとんぼ池

(2) 道路を緑のネットワークとして整備する

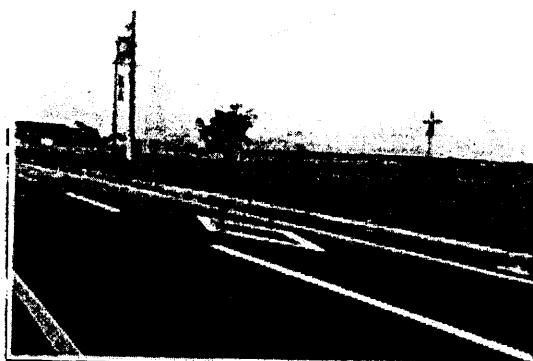
①道路緑化の推進

市街地の人工的な空間に自然の潤いとやすらぎを与える街路樹等による道路緑化を推進する。

主要幹線道路については、緑量豊かな高木と低木、花壇を組み合わせ、ボリューム感のある連続的な緑を配置する。これにより遮蔽効果も増し、延焼遮断帯としての機能を付加させる。

住宅地などの生活関連道路では、地域性や歴史性を考慮し、地域住民に親しみの湧く道路緑化を行う。高木に加え、地表は芝や草花、地被植物などを用いてアクセントをつけ、すっきりとした景観を生み出すようとする。特に通学路においては、季節の草花などによる彩り豊かな緑化を進め、学校や公園を拠点とした緑のネットワークの形成を図る。

いずれの場合にも周辺の緑と一体化するような植栽を施し、厚みのある緑が形成されるよう工夫する。



沿道の農地と調和した植栽例
茶畠の広がりある景観を阻害しないよう、類似した樹形の低木で植栽を施している。



沿道の学校敷地と調和した整備例
学校と歩道の間に段差をなくし、植栽を配置して整然とした一体的な景観となっている。

②ポケットパークの整備

公共施設と接する部分や橋詰め、交差点部など、歩道部と併せて空間を確保できる場所にポケットパークを整備する。ベンチ、東屋、シンボルツリーなどを配置し、歩行者の休憩所となるようにする。

また、オープンスペースが不足している寺内町周辺（中、近木、北町など）や海塚、東地区などでは、生活道路の交差点部、角地等に配置し、身近なレクリエーション空間、防災スペースとして整備していく。



ポケットパークの整備例

7-3 身近な緑をふやす施策

(1) 市街地に緑をふやす

①生垣等設置奨励助成制度の普及

緑豊かな潤いある市街地景観を形成するため、生垣等による接道部の緑化を推進する。

現在、市では「生垣等設置奨励助成制度」を設置して、市民の活動を助成している。この制度を広報誌等でさらに市民に広め、制度利用の促進を図る。

住宅のみならず、事業所、事務所等にも利用を奨励し、生垣の設置や壁面のつる草等による緑化をすすめていく。

②シンボルツリー、フラワーポットの設置

商店街には、地域のイメージにあった樹種、花等によるシンボルツリー、フラワーポットを設置し花と緑の潤いある商店景観づくりをすすめる。

密集市街地の住宅、事業所等においてもオープンスペースの確保が困難な場合は、フラワーポットの設置、壁面緑化により沿道部の緑化をすすめていく。



住宅地に整備された生垣



フラワーポットによる緑化

③緑地協定締結の推進

ある程度まとまった規模の住宅地については、緑地協定の締結により緑豊かな住宅地景観の形成をはかる。

緑地協定とは

都市緑地保全法に基づき、締結される緑地の保全又は緑化に関する協定。地域内の土地の所有者の全員の合意により市町村長により認可される場合と、一人の所有者以外に土地所有者等が存在しないものの所有者が市町村長の認可を受けて締結する場合がある。協定により対象区域、樹木を植栽する場合やその種類、違反した場合の措置等が定められる。

(浜松市の事例)

・区域の指定

開発行為または土地区画整理事業等により、住宅地を造成する際にデベロッパーを指導。0.5ha以上 の開発については緑地協定の締結を開発要件としている。

・締結内容

庭木や生垣設置の義務。樹木の管理に関すること等。

・市による支援

道路側へ設置する生垣用樹木や庭木、壁面緑化のためのツタ類の交付。

年2回の樹木交付の際、住民に樹木の植え方、樹木の管理等について説明を行っている。

・運営委員会と連絡協議会の設置

協定内容の実行と行政との連絡調整を図るため、住民参加による運営委員会を組織している。又、各地区の運営委員長による連絡協議会を設置し、連絡協調、研修とを実施している。



生垣が続く低層住宅地



公共住宅の緑化されたオープンスペース

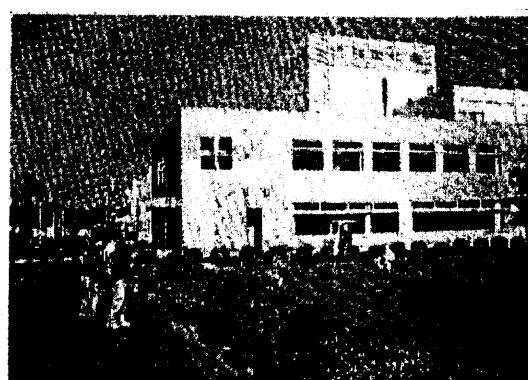
(2) 工場に緑をふやす

企業と連携しながら、市街地内に点在する工場敷地を緑化し、防災、緩衝効果を發揮させ、緑豊かな市街地景観の形成を図る。

- ・公害、災害の防止、景観対策のため、工場外周部には緑地帯を設置し、壁面緑化、高木の連続設置により緑化する。震災等への対応を考慮に入れ、工場内部には可能な限り、広場と池を配置するよう指導する。
- ・広場や並木などをもつ工場については、地域住民のレクリエーションに寄与するため、市民に開放する機会を設けるように企業に協力を求める。



工場外周部に設けられた緑地帯



管理の行き届いた工場内部の緑地

(3) 鉄道の緑化

鉄道敷についても、企業と連携しながら、市街地内の緑の景観軸として、のり面、残余地等の緑化を推進する。

駅構内には花壇、フラワーポット、プランター等の設置をすすめ、潤いのあるスポットづくりを行う。

(4) 公共公益施設に緑をふやす

①供給処理施設

- ・可能な限り、市民に開かれたオープンスペースとして整備する。
- ・周辺地域への騒音、振動等の環境負荷を緩衝し、潤いある市街地景観を形成するため、施設外周部の緑化を推進する。

②教育文化施設

- ・教育の場にふさわしい緑につつまれた環境を創出する。
- ・地域コミュニティーの中心施設として、敷地外周部の緑化を実施し、地域の特色に合った景観形成をはかる。
- ・学校に池等を設置し、植栽を施すことで生物が棲みつくビオトープ空間を創出する。



学校ビオトープ例

③公営住宅

- ・建て替え事業の際には、集合住宅のモデルとして、敷地内にオープンスペースを確保するよう工夫し、緑豊かな環境を整備する。
- ・沿道部に周辺の植生に合った緑視効果の高い植栽を施し、潤いあるまちなみ景観を創出する。
- ・河川に隣接する住宅については、地区の自然環境との適合を図りながら、河川沿道への遊歩道整備と連携して、スペースの活用、植栽設計の一体化を図るようにする。

④その他の公共管理施設

- ・地域の人々が集まる官公庁、社会福祉施設では、市民にとって親しみの湧く場となるよう、花木や草花による緑化や壁面緑化を行う。
- ・沿道部については、道路緑化施策と適合を図り、市街地における一体的な街並み景観づくりのモデルとなるよう、質の高い緑化を図る。

7-4 緑を育てる施策

(1) 緑の知識の普及

①緑化相談窓口の継続設置

現在、市道路公園課に設置している緑化相談窓口では、「緑の指導員」によって樹木の育て方、手入れの方法、病害虫対策等について市民の相談に応じている。また、「緑の指導員」は「緑のパトロール事業」として、緑の管理方法を公共施設の管理者に指導するなどの活動を行っている。

今後もこれらの事業を継続するとともに、緑の管理手法等をまとめた緑化マニュアルを作成し、緑化意識の普及を図る。

②園芸教室の開催

最も身近な緑化手段のひとつである
園芸を学ぶ場及び「樹木管理の講習会」を継続して提供する。



「花と緑の園芸教室」実施風景

③自然遊學館の活用

自然との交流拠点として、自然遊學館の活用を図り、展示会、イベントの開催を促進する。

④自然観察会の開催

専門家を招き、植物、動物等の観察会を開催する。

(2) 緑化意識の高揚

①都市緑化フェア、コスモス定植会の継続開催

緑化の必要性、重要性を市民が再認識する場としてのイベントの開催を継続していく。

②花いっぱい運動の継続

人通りの多い駅前や歩道等へのフラワーポットの設置や、イベント開催時などに記念樹、苗木等を配布することによって、やすらぎを与える景観づくりと、市民が緑化への関心を高めるきっかけづくりを行う。

③「緑化功労賞」の拡充

長年に渡り、緑化向上に従事してきた方に「緑化功労賞」を授与する制度を継続するとともに、制度の拡充を図り緑化意識の高揚に役立てる。

④緑化コンクールの実施

学校、職場、地区単位で参加できる花壇コンクール、緑化コンクール、生垣コンクールなどを開催し、市民の緑化意識の高揚を図る。

(3) 市民参加の仕組みづくり

①緑化推進団体の育成

身近な緑をふやし、守るため、地区自治会、商工会等との連携を図り、民間の緑化推進団体の育成に努めていく。

公園や道路等の花壇、植栽等の管理を地域の住民と行政が役割を分担、協力していくことで、人々の間に緑に対する愛着が増し、良好な状態で緑を維持していくことができる。

表 7-4-1 公園の植栽維持管理における役割分担の例

項目	役割分担	
	市民	行政
維持管理の計画	○	◎
種苗、苗木の準備		◎
花の植え込み、植樹	◎	○
花壇の手入れ	○	
用具の提供		◎
高木の維持管理		◎
情報交換	◎	◎

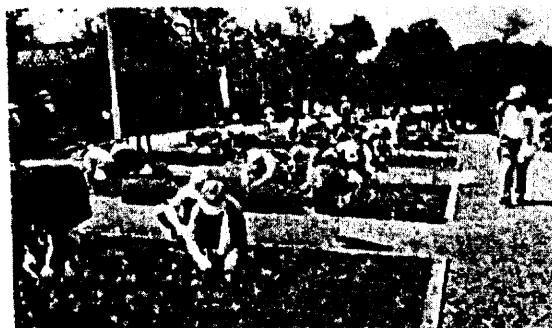
注) ◎は主体的役割を示し、○は協力を示す。

②森林ボランティアの育成

葛城山の自然環境を守るため、農山村体験施設「そぶら・貝塚ほの字の里」を拠点とした森林ボランティアの育成、仕組みづくりを行う。森林ボランティアでは森林パトロール及び下刈り、間伐等の維持管理を活動の中心とし、リーダーの育成、市民とのネットワーク形成に取り組んでいく。

③「近木っ子探検隊」「貝塚市葛城緑の少年団」活動の助成

現在、活動中の「近木っ子探検隊」「貝塚市葛城緑の少年団」を支援し、児童に自然学習の機会を提供するとともに、調査結果を汲み取り、自然保護の施策に活用していく。



市民によるコスモス定植会

8. 緑化重点地区計画

緑化重点地区計画とは、「緑の基本計画」創設に伴い、法律上の制度として創設されたもので、緑の基本計画が目指すものをモデル的に具体化し、他の地区での緑化意識の高まり等の波及効果を期待するとともに、その地区自体が都市の骨格的な緑の一部を構成しようとするものである。

8-1 緑化重点地区の設定

緑化重点地区の設定については、都市の状況に応じて適宜設定するものであるが、ガイドラインとして以下のような地区が対象として考えられる。

- 1) 駅前等の都市のシンボルとなる地区
- 2) 特に緑の少ない地区
- 3) 風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区
- 4) 緑化の推進に関して住民意識が高い地区
- 5) 市街地開発事業等面的な開発が行われる地区
- 6) 緑地協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- 7) 再整備の動きのある工場地において核となる公園の整備に併せて工場
　　緑化を推進する地区
- 8) 都市公園を核として地域制緑地の制度を活用しながら都市住民の自然
　　とのふれあいの場の創出を図る地区
- 9) 優良な農地や屋敷林等を保全し、美しい郷土景観の保全を図る地区
- 10) 教育施設の集積地等において公共施設と民有地の一体的な緑化及び景
　　観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区

(出典) 緑の基本計画ハンドブック

これらを参考に、一つの候補地として、

- ①都市のヒートアイランド化現象
- ②最も緑が不足している。
- ③市の玄関口である。

といった理由から、「貝塚駅前地区」を設定し、検討を行った。

8-2 地区の現況と課題

①南海貝塚駅及び駅前広場

南海線と水間鉄道が連絡する市内で最も乗降客の多い駅であり、市の玄関口となっている。駅前広場にはフラワーポットなどによる緑化が施されているが、十分な質と量を備えているとは言い難い。

市の玄関口にふさわしい緑の空間づくりが課題である。

②中央商店街周辺の商業地域

駅西側の地域は商業地域に指定され、中央商店街をはじめとした小売店舗、飲食店などが集中している。本市においても他の地域と同様、郊外への大規模店舗出店等により中心市街地部の商店では衰退がみられる。緑化の状況は貝塚駅北線、駅南線に街路樹の植栽がなされているが、景観として潤いを生み出すまでには至っていない。

市の中心商業核として、地区のイメージ、建築物、商店の意匠などと調和した緑を配置し、潤いある商店景観づくりに取り組むことが課題である。

③寺内町周辺

中、近木地区には願泉寺、感田神社といった歴史ある寺、神社が集中し、土蔵や酒蔵、石畳の細街路などが残る歴史的な街並みとなっている。一方、街路は狭く、オープンスペースとしては神社、寺の境内や北小学校の校庭がみられるだけで、公園は配置されていない。街並みは、歴史的建築物や石畳みにより情緒ある景観を生み出しているが、緑に関しては乏しい印象がある。

市の歴史文化を伝える拠点地区として、既存の歴史ある神社や寺のオープンスペースと樹木を保全し、市民の協力を得ながら沿道部の緑化を進めていくことで、地区的緑視効果を向上させ、情緒と潤いある歴史的街並み景観を形成していくことが必要と考えられる。また、防災面、レクリエーション面から、量的に不足しているオープンスペースを創出していくことも必要となっている。

④住宅地

海塚、北町、南町地区には、比較的古い住宅と町工場などが密集している。オープンスペースとしては児童遊園、生産緑地等の農地がみられるのみである。緑の状況としては、散見される民家の庭先の植栽と農地の緑があげられるが、全体として緑に乏しい印象となっている。

オープンスペースの確保と沿道部の緑化により緑視効果を向上させ、潤

いある住宅地を形成していくことが課題となっている。

⑤主要道路

地区内には街路樹により緑化された道路がいくつかみられる。まとまつた緑地、公園をもたない本地区においては、比較的幅員の広いこれらの道路は防災、景観面から地区の緑の軸として活用できる唯一の資源である。

これらの道路緑化の質を市の顔となる地区にふさわしいものとなるよう高めていくとともに、防災上の機能もみたす緑の軸として整備していくことが必要である。

8-3 地区緑化の基本方針

地区の現況と課題をふまえ、地区緑化の基本方針を以下のように設定する。

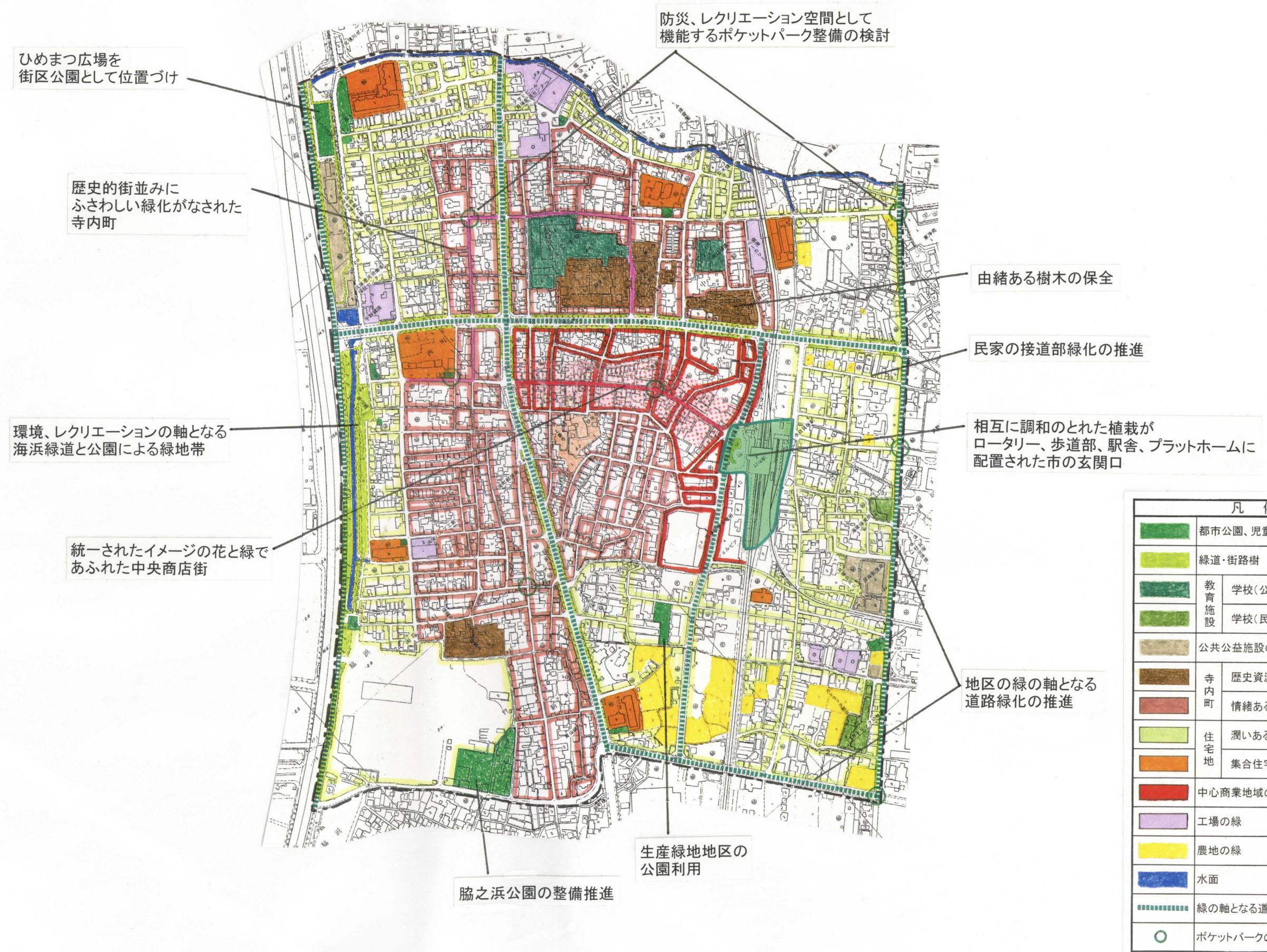
(基本方針)

1. 市の玄関口にふさわしい緑のスポットづくり
2. 花と緑の商店景観づくり
3. 情緒ある緑あふれる歴史的街並みづくり
4. 潤いある緑の住宅地づくり
5. 軸となる緑の道づくり

● 地区の現況図



8-3 地区の緑化イメージ



8-4 地区の緑化手法

(1) 市の玄関口にふさわしい緑のスポットづくり

- ①市の玄関口にふさわしい景観を形成するよう、貝塚市のイメージにあった調和のとれた植栽を設置、充実させる。駅舎、周辺建物の壁面緑化、フラー・ポットの改善、充実、シンボルツリーの新たな設置などの施策を統一したイメージの元で実施する。
- ②鉄道会社と連携をとりながら、駅構内プラットホーム、鉄道敷の残地などに花壇、植栽の設置を行い、緑視効果を向上させる。
駅東側も限られたスペースを有効に使用し、シンボルツリー等を設置して、来訪者の目に留まるようなスポットの創出を行う。
- ③駅東側の再開発計画が実施される場合には、都市計画道路の整備と合わせて新たなオープンスペースの創出を検討する。

(2) 花と緑の商店景観づくり

- ①貝塚中央商店街を中心として、統一したイメージでの緑化設計を行い、商店所有者の協力を得ながら、緑化を推進する。
- ②中央商店街内に買い物客の休憩場所、憩いの場となるポケットパークの設置を検討する。

(3) 情緒ある緑あふれる歴史的街並みづくり

- ①社寺等の境内にある樹木等を保全するため、保存樹の指定を検討する。
- ②道路に面した民家の軒先、庭、壁面などに日本的な雰囲気のある草花、鉢植え等を設置し、潤いと情緒を演出する緑化を推進する。
- ③歴史的な街角巡りを行う人々が休憩等に利用でき、地域住民の防災、レクリエーションの場としても機能するポケットパークの設置を検討する。

(4) 潤いある緑の住宅地づくり

- ①核となる緑の拠点として機能する街区公園の整備を積極的に推し進める。
児童遊園「ひめまつ広場」その他2箇所を街区公園として位置づける。
- ②生垣緑化助成制度の利用等を啓蒙し、市民の協力を得ながら民家の接道部の緑化を推進する。
- ③集合住宅の屋上、壁面、ベランダ等の緑化を推進する。新設する場合は施行者の協力を得ながら、オープンスペースの確保を図っていく。
- ④住宅地内の工場の外周部の緑化、壁面緑化、工場内部の緑化を企業と協力しながら推進する。

(5) 緑の軸となる道路づくり

- ①地区住民を交えて、幹線道路沿道の花や草木の維持管理を行える体制づくりを実施し、きめ細かい管理を行えるようにする。
- ②幹線道路沿道の公共施設（貝塚郵便局、市合同センター、児童遊園など）と連携をとりながら、歩行者空間の確保、厚みのある緑の形成を目指す。
- ③交差点部にポケットパークを設置し、歩行者が休憩したり、地域の人々が集うことのできる空間づくりを行う。
- ④地区の緑の軸を構成する道路については、街路樹を連続的に設置していくことを基本とする。歩道幅員を十分に確保できない箇所においては、横断防止柵にハンギングバスケットを設置するなど、工夫を凝らし、道路緑化を進めるとともに、民有地側での接道部緑化への協力を促していく。